

市第86号議案

横浜こども科学館の指定管理者の指定

次のように横浜こども科学館の指定管理者を指定する。

令和 3 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜こども科学館	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	CTC共同事業体 代表者 株式会社コングレ 代表取締役 武内 紀子 社 長	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提 案 理 由

横浜こども科学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

C T C 共 同 事 業 体 の 構 成 員

- 1 大阪府中央区淡路町 3 丁目 6 番 13 号

株式会社 コングレ

代表取締役社長 武 内 紀 子

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社 東急コミュニティー

代表取締役社長 雑 賀 克 英

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）